

令和3年7月20日開会

令和3年7月20日閉会

第753回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 3 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 3 回湯川村農業委員会定例総会を令和 3 年 7 月 2 0 日ユースピアゆがわ多目的ホールに召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	4 番	星正大
5 番	鴻巣重人	6 番	佐藤敬一
7 番	兼子房男	9 番	渡部正美
10 番	兼子力	11 番	佐藤孝志
12 番	山口栄子	14 番	中島和裕
15 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

8 番	津村榮喜	13 番	武藤喜久子
-----	------	------	-------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 18 号 「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。今年の夏は、梅雨明けが例年より早く、去年は 8 月 2 日でしたが、今年は 16 日ほど早い梅雨明けになったわけです。梅雨明け以降は、本当に毎日猛暑日が続いておりますので、熱中症にならないように十分気を付けて作業等に当たっていただきたいと思います。またコロナ感染については、首都圏を中心に増加の一途をたどっており、首都圏においては緊急事態宣言の発令がなされております。特に感染者は、50 代以下の感染が多い状況となっております。湯川村では、高齢者の方についてのワクチン接種が今月中でほぼ実施されると思います。一日も早くワクチン接種が、希望者全員に打ち終わるのが急務であると考えます。本日の議案ですが、湯川農業振興地域整備計画の変更案は、再度の提案ですので可決されますようお願いいたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、13 番委員から欠

席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第 753 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定についてお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に 2 番委員と 3 番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 17 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 17 号を朗読。続けて 3 ページを別紙により説明。整理番号 1 番について説明いたします。譲渡人は [] さんです。譲受人は、[] にお住いの [] さんと [] さんご夫婦です。申請地は大字 [] 字 []、地目は畑、面積は 385 m² の 1 筆です。

転用の事由であります。譲受人は、現在 [] に居住しているが、子供の成長とともに家が手狭になり、広々とした土地で子育てしたいと考えており 100 坪以上の敷地面積の土地を探していたところ広さも希望どおりで子育て環境の良い土地が見つかり、さらに譲受人双方の勤め先のちょうど中間地点に位置しており通勤にも便利であるため、この土地に住宅を建設し居住したいとのことです。

申請地の位置については、4、5 ページに位置図、6 ページに公図を添付してございます。7 ページの土地利用計画図をご覧ください。

この農地につきましては、農振農用地外の農地でございます。工事の内容といたしましては、農地を整地して住宅を建設し、来客用の駐車スペース・自家用車の駐車スペース、庭スペース及び雪捨て場用地とします。住宅については、8、9、10 ページに建物の平面図及び立面図を添付してございますが、2 階建てで建坪が、34.62 坪です。住宅用地の面積は 62.11 m² です。来客用駐車スペースが 1 台分で 20.49 m²・自家用駐車スペース 2 台分 36 m²、庭スペース 36 m²、雪捨て場スペース 230.4 m² で合計 385 m² でございます。取水については水道、

汚水については下水道につながります。雨水については地下浸透ですが、駐車場部分はアスファルト舗装するため、西側村道に側溝がないので、U字溝を入れ側溝を整備し雨水を一部側溝に流します。進入路については、西側の村道からとなります。村道に側溝を設けるため蓋掛けして進入路として使用します。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、申請地は役場並びにゆがわ幼稚園から500m以内に位置し、西側村道は、4m以上の幅員があり、道路に水道管と下水道管が埋設されていることから、原則許可できる3種農地の公共施設便益区域内農地に該当しております。また、面積につきましては385㎡であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございます、基準に合致しております。

続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借等につきましては、ございませんでした。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地の西側は村道に隣接し北側は宅地、東側は法面が施工されており南側のみ畑がありますが、南側の農地には日陰が生じないよう農地から6メートル以上距離を置いて北側に住宅を建設するため付近の農地等に及ぼす影響はないと考えます。取水については水道、汚水につきましては下水道、雨水につきましては、地下浸透でございますので、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して下樽川集落担当委員からの報告をお願いします。11番委員

別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当集落委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 ございませんか。

(ありません、の声)

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

13番委員 議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思ひます。以上です。

議長 これより、議案第17号を採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議長 議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議長 議長 日程第 4、議案第 18 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 18 号、「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討についてを議案書 11 ページにより朗読。12 ページをお開きください。今回の湯川農業振興整備計画の変更案につきましては、担当であります農業振興係の芦沢主査も同席の元進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。令和 3 年 7 月 5 日付けで湯川村長から農業振興地域整備計画の変更案について意見を求める旨の文書が提出されました。

今回の案件につきましては、2 月の定例総会で審議保留となった案件でございます。農業委員会が令和 3 年 2 月 19 日付け文書で、5 つの意見を付して回答いたしました件について、事業計画者が対処したため、再度村から意見を求められております。事業計画者からの課題の対応策については、7 月 15 日の全員協議会で、説明しましたとおりですので詳細については割愛いたします。

農業振興地域整備計画の変更内容であります。編入・除外・用途区分の別については、農振除外であります。変更後の用途については、宅地として利用。件数は 3 筆、面積が合計で 6,991 m²です。農用地利用計画上の用途区分別面積については、農地で 5,056 m²、農業用施設用地で 1,935 m²となっております。農用地から除外しようとする箇所については、大字■■■■字■■■■、同じく大字■■■■字■■■■、同じく大字■■■■字■■■■の 3 筆です。場所につきましては、17 ページに位置図、18 ページに現況図、19 ページに公図を添付してございます。赤色で塗られている所が今回農用地区域から除外しようとする場所でございます。

農用地利用変更申出書につきましては、令和 2 年 12 月 18 日に事業計画者及び土地所有者が村長に提出した写しになりますが、2 月定例会及び協議会等で継続して説明しておりますので、詳細については割愛いたします。

農振除外にあたっては、変更内容が、農業振興地域の整備に関する法律に定める 5 要件を満たす場合に農振除外が認められ転用が可能となります。

農振法の 5 要件についてそれぞれ検討したものが、20 ページに添付してございますので、20 ページをご覧ください。変更の目的及び必要性であります。■■■■は現在会津坂下町で運送業を営んでおりますが、現在の本社敷地においては大型運送車両と従業員の車両の駐車スペースが慢性的に不足しており、台数増加に対応できない状態であるということでもあります。また本宮市に支店がございまして、保管倉庫があり、主に備蓄米を保管しておりますが倉庫が満杯になっており、保管倉庫を建設し、事務所、併せて車両の敷地として利用したいとのことです。

農振法の変更要件の検討内容について説明いたします。

農振法第13条第2項第1号に対しましては、倉庫建設適地について検討した結果、周辺には農振農用地以外に適地がないため、止む無く申請地を選定したとのことで、村は、事業計画者から相談があった時点で、農振農用地の場合は、まず宅地や農振農用地外の農地を探していただくよう指導しています。しかし農地転用の立地基準や土地所有者の同意、水道・下水道のライフラインの問題などにより、農振農用地以外の場所にまとまった土地が確保できない場合があります。今回のように農振農用地にしか適地がなく、農振法の5要件に合致し計画に支障がないと判断した場合は、本申出を受理するわけです。土地の選定については、村が十分協議しておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

農振法第13条第2項第2号に対しましては、当該地は県道に面しており、位置的にも農用地の集団化・農作業の効率化に影響を及ぼす恐れはないと認められる。とのことで、申請地の南側が県道、西側は村道に接し、東側は排水路があり東側の農地とは約4m離れております。農業機械による営農や防除にも支障はないと考えます。

農振法第13条第2項第3号に対しましては、計画に必要な最小面積の農用地を計画対象としていることから、効率的かつ安定的に農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められるとのことです。補足いたしますと、現在2筆については、委員さんご存じのとおり、■■■■集落の■■■■さんが耕作しておりますが、今年の刈取をもって、返還する旨の確約がとれています。また耕作者は認定農業者になっておりますが、農業経営改善計画書を確認いたしました。すでに規模拡大がなされており、集積目標面積をクリアしております。今回の2筆分の面積が減となっても、集積目標面積は、ほぼ達成しており農業経営を営む者に対する集積に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

農振法第13条第2項第4号に対しましては、生活排水については、公共下水道に接続するため土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められる。とのことで、取水については水道、汚水については下水道に接続し、雨水のみを農業用排水施設に放流するわけですが、雨水については、申請地内で、大型トラック等の洗車を行うということでしたので、土地利用計画図にもありますように、洗車スペース側に油水分離槽を設置し、その右側に設置する貯水槽を通じ、さらに油水分離槽をもう1槽設置して、再度、敷地内の雨水も含め油水分離槽で分離してから、東側の排水路にのみ放流するとのことです。2か所の油水分離槽を設ける等、農業委員会の課題に対して対処して頂いており、十分に油の対策をとっていると考えます。また、関係集落への説明会も実施しており問題ないと考えます。

農振法第13条第2項第5号に対しましては、土地改良事業が実施された農地であるが、平成元年に工事が完了して8年以上経過した農地であり、今後も公共投資の予定がないので政令で定める基準に適合しております。

続きまして24ページをご覧ください。土地利用計画図を載せてございます。

主な建物及び工作物については、倉庫として 1487.96 m²、事務所として 115.57 m²のです。倉庫は、平屋であり最高高さ約 10.15m で計画しており、北側隣地との距離は約 3.2m 確保し、北側隣接長さの 3 分の 1 程度の建物の幅として日照を確保します。

上水道は近隣北側集落地から水道管を敷設し接続。汚水・雑排水については西側村道にある下水道に接続します。敷地内の雨水は、敷地内周囲にコンクリート製 U 字溝を設置し、洗車スペースに油水分離槽を設置し、さらに貯水槽、再度油水分離槽を通して東側の排水路にのみ放流します。給油設備は設置しません。オイルの交換はディーラーで行うということです。周辺農用地等に対する被害防除措置ではありますが、北側隣地にはコンクリート製擁壁を設置し土砂の流失を防ぎます。敷地内の照明灯は LED 灯にして害虫の飛来を抑制します。当初 5 基の照明灯を設置する予定でしたが、4 基に変更し 1 基減としております。また東側の農地に配慮して、設置位置を西側に変更しております。東側の農地からは、約 20m くらい離れて設置することになります。ということで、農業委員会の意見に対処頂いております。以上のことから、変更内容は農振法の変更基準に照らし変更相当と認められますので湯川農業振興地域整備計画は、変更して差しつかえないものと考えます。

変更計画地の農地転用に係る農地区分につきましては、原則許可できない第 1 種農地ではありますが例外の流通業務事業に該当し立地基準に合致するものであります。説明は以上です。

議 長 農業振興係 芦澤さん、補足説明はございますか。

芦 沢 特段ありません。

議 長 これより、本案に対して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

議 長 質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

質疑を打ち切ります。これより本案に対する意見をお聞きいたします。

議 長 まず、原案に反対の意見があればお願いいたします。

議 長 次に賛成の方の意見があればお願いいたします。

2 番委員 議案第 18 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案」について意見を述べます。変更内容は農振法の変更基準に照らし変更相当と認められますので賛成したいと思います。以上です。

議 長 他にご意見ございませんか。

議 長 意見なしと認めます。

議 長 暫時休議いたします。

議 長 再開いたします。

- 議 長 これより、議案第 18 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます、これより議案第 18 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決いたします。
- 議 長 当委員会では「湯川農業振興地域整備計画の変更案」に同意することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。挙手全員です。よって本案は、同意することに決定いたしました。
なお、本案件に対し、申請地は、農振法に基づく農用地であり、さらに下流では排水の水をポンプアップして水田用水に利用している現状であるため、今後は、土地の選定については、現状を十分把握し、慎重かつ十分な選定をして頂きたい。旨の付帯意見を付すことといたします。
- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 753 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 16 号 原案のとおり承認

議案第 17 号 同意することに決定

- 議 長 全議事の終了を告げ、令和 3 年 7 月 20 日午前 10 時 38 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 3 年 8 月 20 日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員